

# 高原町医療・福祉施設物価高騰対策支援策について

## (高原町医療福祉施設等物価高騰対策支援金)

コロナ禍における原油価格、物価高騰の影響を受けている医療・福祉施設等事業者の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービス提供を支援することを目的として、事業者に対し、高原町医療福祉施設等物価高騰対策支援金を交付します。

### 1. 支援対象者・支援金額

- ・令和4年4月1日時点で、高原町内において施設を運営しており、令和5年3月31日まで継続して事業を実施する事業者が対象です。
- ・対象サービス及び補助金額は別表を御参照ください。

### 2. 申請方法

高原町医療福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に必要な事項を記入いただき、下記提出先までご提出ください。様式はホームページでダウンロードしていただくか、担当窓口でお受け取りください。

<https://www.town.takaharu.lg.jp/soshiki/6/170852.html>



### 3. 申請期限

令和5年2月28日（火）必着

### 4. 申請書の提出先

施設種類	提出先	住所
病院、歯科医院、薬局等	ほほえみ館 健康づくり推進係	高原町大字西麓360-1
高齢者関連施設	ほほえみ館 介護保険係	高原町大字西麓360-1
障がい福祉関連施設	町民福祉課 福祉係	高原町大字西麓899
教育・保育関連施設	町民福祉課 福祉係	高原町大字西麓899

#### Q. 同一法人で複数の事業を実施している場合の申請方法は？

A. 施設種別が同じであれば、対象事業所をまとめて申請書にご記入ください。ただし、種別が異なる場合は、それぞれでの申請が必要になります。

- (例) ・特別養護老人ホーム（高齢者）と有料老人ホーム（高齢者） ⇒ まとめて申請  
・特別養護老人ホーム（高齢者）と就労継続支援サービス（障害者） ⇒ 別々に申請

#### Q. 県の支援事業を受けているけど申請できるの？

A. 県が実施している「宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金」を受給している場合でも重複申請可能です。ただし、町が実施している「高原町内事業者価格高騰対策支援」との重複申請はできません。

### お問合せ先

(障がい・保育)	→ 高原町役場 町民福祉課 福祉係	TEL 0984-42-1067 (直通)
(医療施設)	→ ほほえみ館 健康づくり推進係	TEL 0984-42-4820 (直通)
(高齢者施設)	→ ほほえみ館 介護保険係	TEL 0984-42-2550 (直通)

# 高原町医療・福祉施設物価高騰対策支援策について

## (高原町医療福祉施設等物価高騰対策支援金)

### 別表 (対象施設・支援金額)

#### 1. 医療施設

施設種別等	定員	支援金の額 (円)
病院	99床以下	400,000
	100床以上	500,000
有床診療所	-	300,000
無床診療所	-	150,000
歯科診療所	-	150,000
保険薬局 (ドラッグストアは除く。)	-	100,000

※公立の施設 (指定管理含む) は支援対象外です。

#### 2. 高齢者施設

施設種別等	定員	支援金の額 (円)
居宅介護支援	-	100,000
訪問介護	-	100,000
通所介護	39人以下	200,000
	40人以上	300,000
小規模多機能型居宅介護	-	200,000
介護老人福祉施設	39人以下	300,000
	40人以上	400,000
介護療養型医療施設	39人以下	300,000
	40人以上	400,000
特定施設入居者生活介護	39人以下	300,000
	40人以上	300,000
認知症対応型共同生活介護	1ユニット	100,000
	2ユニット	200,000
	3ユニット	300,000
有料老人ホーム (他のサービスを提供していない事業所に限る。)	14人以下	100,000
	15人以上39人以下	200,000
	40人以上	300,000

※公立の施設 (指定管理含む) は支援対象外です。

※医療みなし指定及び空床型の短期入所は支援対象外です。

※障害者総合支援法又は児童福祉法の指定を受けている事業所で、介護保険法に規定する共生型居宅サービスの特例を用いて指定を受けた事業所は対象外です (障がい福祉施設で申請してください。)

# 高原町医療・福祉施設物価高騰対策支援策について

## (高原町医療福祉施設等物価高騰対策支援金)

### 別表 (対象施設・支援金額)

#### 3. 障がい福祉施設

施設種別等	定員	支援金の額 (円)
居宅介護	-	100,000
重度訪問介護	-	100,000
生活介護 (短期入所含む。)	9人以下	100,000
	10人以上	200,000
自立訓練	-	100,000
就労移行支援	-	100,000
就労継続支援	-	100,000
就労定着支援	-	100,000
共同生活援助	9人以下	100,000
	10人以上19人以下	200,000
	20人以上	300,000
施設入所支援	-	400,000
放課後等デイサービス	-	100,000
相談支援	-	100,000

※「施設入所支援」を実施する事業所が同一建物で行う日中活動系サービスについては対象外とします。

※通所系サービスにおいて、同一建物で複数サービスの指定を受けている場合、指定上、スペースを区分けしている事業所はそれぞれで申請できます。指定上、区分けしていない場合（共用）はどちらかのサービスを選択して申請してください。

※介護保険法の指定を受けている事業所で、障害者総合支援法又は児童福祉法に規定する共生型サービスの特例を用いて指定を受けた事業所は対象外です（高齢者施設で申請してください。）。

#### 4. 教育・保育施設

施設種別等	定員	支援金の額 (円)
保育所	-	1,900円×利用定員数
認定こども園	-	
認可外保育施設	-	
放課後児童クラブ	-	100,000
児童養護施設	-	300,000

※公立の施設（指定管理含む）は支援対象外です。

※利用定員については、令和4年4月1日時点の利用定員になります。

※保育所等で放課後児童クラブを実施している施設はそれぞれ申請可能です。